

青 整 企 第 2 5 4 号  
令 和 4 年 1 月 2 5 日

(一社) 青森県建設業協会  
会長 鹿内 雄二 様

青森県県土整備部長  
(公印省略)

建設業における社会機能維持者が新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者となった場合の取り扱いについて(通知)

厚生労働省及び県健康福祉部より、社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)が新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者となった場合の待機期間の短縮について示されたことから、県土整備部では下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

#### 記

1. 社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)の範囲  
厚生労働省及び県健康福祉部の通知のとおり、公共工事及び除排雪業務に従事する者である。なお、改築系の工事も対象である。
2. 待機期間短縮のためのPCR検査等にかかる費用の計上  
県土整備部発注の工事及び除排雪業務のすべてを対象とし、設計変更時に共通仮設費※へ実績計上し、全ての間接費の対象外とする。  
(※青森県土木積算システムの機能上の都合による)
3. 適用年月日  
令和4年1月25日以降に稼働中の工事及び除排雪業務
4. 濃厚接触者の定義及び待機期間の短縮について、厚生労働省のホームページの抜粋を添付します(別添)。詳細は厚生労働省のホームページにてご確認願います。

(担当)整備企画課 技術管理グループ  
内海、壬生、千葉  
電話 017-734-9645 県庁内線 6682

厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）より抜粋

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q3-3](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-3)

### 3. 新型コロナウイルス感染症の予防法

問3 濃厚接触者とはどのような人でしょうか。

感染された方に必要な感染予防策をせずに手で触れる、または1m程度以内で15分以上接触があった場合が考えられます。保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

厚生労働省ホームページ

自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）

新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について  
より抜粋

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00332.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html)

#### <濃厚接触者の取扱い>

・社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に限り、以下のとおり検査等で陰性が確認された場合は10日を待たず待機を解除できる。

核酸検出検査及び抗原検査の場合：陽性者との接触等から6日目に実施  
抗原定性検査キットを使用する場合： “ 6日目と7日目に実施